

四日市市安全なまちづくり基本計画(2027年度～2031年度)策定支援業務委託仕様書

1. 業務の目的

本市では、平成13年12月21日に制定した「四日市市安全なまちづくり条例」に基づき、誰もが安心して生活できる安全な地域社会の実現を目指しており、市民の安全意識の高揚と、防犯・交通安全にかかる自主的な活動の促進など、地域の安全に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため「四日市市安全なまちづくり基本計画(2022年度～2026年度)」を策定している。

本業務は、現行計画の計画期間が令和8年度をもって終了することから、令和9年度～令和13年度までの5ヵ年を計画期間とした四日市市安全なまちづくり基本計画(2027年度～2031年度)(以下、「基本計画」という。)の策定にかかる支援を行うものである。

2. 事業の履行期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3. 委託業務の内容

(1) アンケート調査等の分析・取り組みの検証

市が令和7年度に実施した市民(800名程度回答)・防犯活動団体等(100団体程度回答)・企業(150社程度回答)アンケート調査(Excelファイルなどで集計した形式で提供)を分析し、条例を踏まえ、次期計画における前提条件の整理を行う。

- 集計・分析
- アンケート調査の結果を踏まえ、基本計画に向けた要点の整理

(2) 安全なまちづくり基本計画の検討

① 基本的な方針の検討

アンケート調査結果、市内の防犯、交通安全にかかる各種統計、四日市市安全なまちづくり推進協議会の会議録を踏まえ、安全なまちづくりにおける課題を整理し、市の安全施策の基本方針を検討する。

- 課題の整理
- 基本方針の整理

② 施策内容の検討

基本方針を基に、安全なまちづくりを推進していくための具体的な施策を検討する。

- 施策項目の抽出
- 施策内容の検討

③ 推進体制等の検討

今後における計画の推進体制について検討するとともに、進捗管理の考え方を整理する。

- 推進体制の検討
- 進捗管理に関する検討

(3) 計画書等の作成

計画に関する検討内容や会議等の意見を踏まえて基本計画の計画書を取りまとめる。またその概要版を作成する。

- 計画書の作成
- 概要版の作成

(4) 会議等運営支援

安全なまちづくり推進協議会の開催に際して、必要な資料を作成するほか、必要に応じて会議に出席し、事務局の運営支援を行う。会議の回数については、3回程度とする。

- 安全なまちづくり推進協議会の運営支援（資料作成、出席、議事録の作成）

(5) パブリックコメント実施支援

パブリックコメントの実施にあたり、必要なデータ及び資料の作成を行う。また、市民意見の整理等を行い、反映方針や市民への回答について検討を行う。

- パブリックコメント用データ及び資料の作成
- 市民意見の反映に関する助言

(6) 打合せ協議

毎月1回程度、定例の打合せ協議を実施し、業務の進捗状況、今後のスケジュール等を報告する。

- 会議資料の作成
- 打合せ要旨の作成

4. 成果品

成果品は、次のとおりとし、提出された成果物は全て市に帰属するものとする。

- ① アンケート調査分析結果
- ② パブリックコメント用資料
ホームページ掲載用 PDF ファイル※パブリックコメント実施時
- ③ 議会説明用資料
PDF ファイル※パブリックコメント実施後
- ④ 四日市市安全なまちづくり基本計画 計画書（60 頁程度、300 部）
- ⑤ 四日市市安全なまちづくり基本計画 概要版（4 頁程度、2,000 部）
- ⑥ 上記に関するデータ一式（ホームページ用電子ファイルを含む）

※成果品の印刷部数については、協議の上決定するものとする。

5. 委託業務の遂行方法

本事業の遂行にあたっては、本市担当者との連絡を密にするよう努め、必要に応じ十分な協議を行い、本事業が効果的に進められるよう留意すること。

6. 完了認定

事業報告書、及び成果品の提出をもって、委託業務の完了とする。

7. 委託料の支払方法

業務完了確認（検査）後の完了払いとする。

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報を含む。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置に相当すると判断されるときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等に準じる措置を講ずることがある。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

- (1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- (2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。